

鳥取県選挙管理委員会告示第99号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに各選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成19年12月4日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数	9,832
鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	148,593
鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	53,185
米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	40,155
倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	14,053
境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	9,980
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,693
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	9,059
東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	16,834
西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	12,879
日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	4,017